
資料編

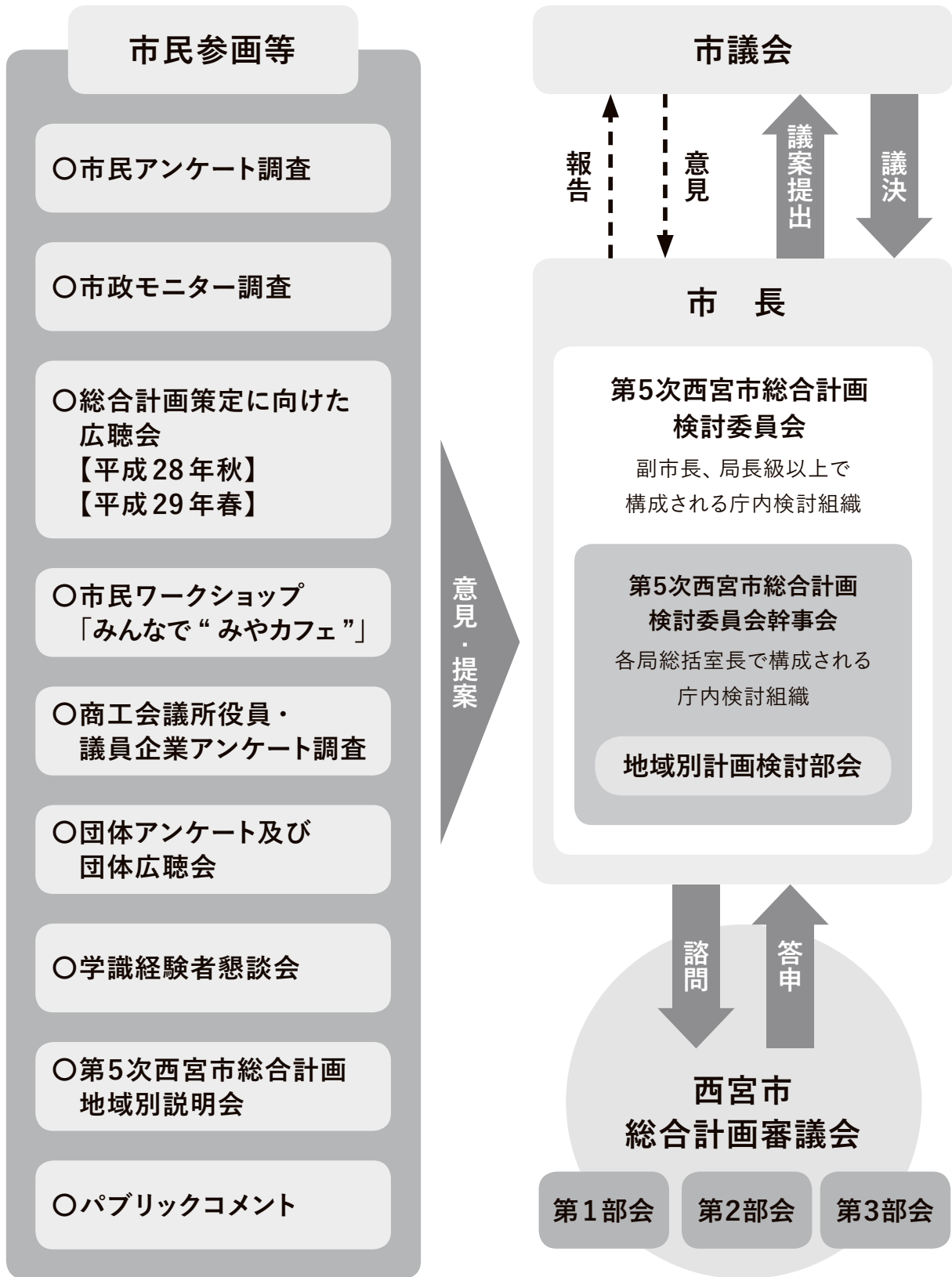
- 1 西宮市の沿革
 - 2 第5次西宮市総合計画策定体制
 - 3 第5次西宮市総合計画策定経過
 - 4 関係条例等
-

1 西宮市の沿革

元号	年	月	内容
大正	14年	4月	西宮町が市になる
	15年	4月	西宮市徽章制定
昭和	8年	4月	今津町、芝村、大社村を合併
	16年	2月	甲東村を合併
		12月	太平洋戦争始まる
	17年	5月	瓦木村を合併
	20年	5月	第1回の空襲受ける
		8月	太平洋戦争終結
	21年	12月	西宮市歌制定
	26年	4月	鳴尾村、山口村、塩瀬村を合併
	33年	9月	上ヶ原が全国で2番目の文教地区に
	36年	9月	アメリカ合衆国のスポーケン市と姉妹都市提携
	37年	1月	安全都市を宣言
	38年	11月	文教住宅都市を宣言
	40年	3月	市花に「さくら」を選定
	44年	4月	西宮市平左衛門町と尼崎市西昆陽字田近野を交換
	45年	11月	市民憲章と市旗制定
	46年	4月	西宮市総合計画開始
	52年	5月	ブラジルのロンドリーナ市と友好協力都市提携
	53年	9月	市の木に「くすのき」を選定
	56年	10月	鹿児島県名瀬市（現奄美市）と友好都市提携
	58年	12月	平和非核都市を宣言
60年	7月	中国の紹興市と友好都市提携	
61年	4月	西宮市新総合計画開始	

元 号	年	月	内 容
平 成	3年	3月	高知県梶原町と友好交流提携
	4年	4月	フランスのロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市と友好都市提携
	7年	1月	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、震度7。激甚災害指定
	11年	4月	第3次西宮市総合計画開始
	12年	4月	保健所設置市に移行し西宮市保健所開設
			安全都市宣言の精神を継承した、市民生活の安全の推進に関する条例の施行
	15年	12月	環境学習都市を宣言
	20年	4月	中核市へ移行
	21年	4月	第4次西宮市総合計画開始
			西宮市参画と協働の推進に関する条例の全面施行
	22年	8月	平和市長会議に加盟
	25年	—	文教住宅都市宣言50周年、平和非核都市宣言30周年、環境学習都市宣言10周年を迎え、記念事業を実施
	26年	4月	第4次西宮市総合計画・基本計画 中間改定
	27年	3月	第4次西宮市総合計画・基本計画 平成26年度改定
31年	4月	第5次西宮市総合計画開始	

2 第5次西宮市総合計画策定体制



3 第5次西宮市総合計画策定経過

(1) 策定経過

年 月	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁 内
平成28年 9月			・総務常任委員会 所管事務報告	
10月	・総合計画策定に 向けた広聴会 (～11月)			
29年 3月			・総務常任委員会 所管事務報告	
5月	・総合計画策定に 向けた広聴会 (～6月) ・市民アンケート調 査(～6月)			・第1回検討委員会
7月	・市政モニター調査 ・商工会議所役員・ 議員企業アンケー ト調査 ・学識経験者懇談会 ・市民ワークショップ 「みんなで”みや カフェ”」		・総務常任委員会 所管事務報告	・第2回検討委員会
8月	・団体アンケート調査			
9月	・団体広聴会 (～10月)		・総務常任委員会 所管事務報告	
10月				・第3回検討委員会 ・第1回幹事会 ・第1回・第2回部会
11月				・第4回・第5回検 討委員会 ・第3回・第4回部会

※検討委員会：第5次西宮市総合計画検討委員会

※幹事会：第5次西宮市総合計画検討委員会幹事会

※部会：第5次西宮市総合計画検討委員会幹事会 地域別計画検討部会

資料編_3. 第5次西宮市総合計画策定経過

年 月	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁 内
12月			・全常任委員会 所管事務報告	
30年 1月			・議会運営委員会 協議(～2月)	・第6回検討委員会 ・第5回・第6回部会
2月		・第1回審議会		・第7回検討委員会
3月		・第2回審議会	・総務常任委員会 所管事務報告	・第8回検討委員会
5月				・第9回検討委員会
6月		・第3回審議会		
7月	・第5次西宮市総合 計画地域別説明会 (～8月) ・パブリックコメント (～8月)	・第4回審議会 ・第5回審議会 (第1部会)	・全常任委員会 所管事務報告	・第10回検討委員会
8月		・第5回審議会 (第2・第3部会) ・第6回審議会 (第1・第2部会)		・第11回検討委員会
9月		・第6回審議会 (第3部会) ・第7回審議会 (第3部会)	・総務常任委員会 所管事務報告	
10月		・第7回審議会 (第1・第2部会)		・第12回検討委員会
11月		・第8回審議会		・第13回検討委員会 ・第7回部会
12月		・第9回審議会	・全常任委員会 所管事務報告	
31年 1月				・第14回検討委員会
3月			・3月定例会 議案提出・可決	

※全常任委員会：総務常任委員会、民生常任委員会、健康福祉常任委員会、教育子ども常任委員会、建設常任委員会

(2) 市民参画等

第5次西宮市総合計画策定に向けて、市民、事業者、市内で活躍する各種団体等の意向を幅広く把握するために、以下の取組を実施しました。

① 総合計画策定に向けた広聴会（[1] 平成28年10月～11月 [2] 平成29年5月～6月）

方法・対象	概要
[1] 平成28年秋（第1回） ・市民を対象に、市内9地域（5支所及び本庁を四つに区分）にて、計18回実施 ・参加者総数：241名	・各地域の課題や将来像について意見交換
[2] 平成29年春（第2回） ・市民を対象に、市内9地域（5支所及び本庁を四つに区分）にて、計9回実施 ・参加者総数：282名	・第1回広聴会の意見を踏まえ、各地域の課題（共通課題・地域別課題）及び市の取組について提示した上で、意見交換

② 市民アンケート調査（平成29年5月～6月）

方法・対象	概要
・無作為に抽出した16歳以上の市民5,000名を対象に、郵送により実施 ・有効回答率：35.4% （有効回答者数1,769名）	・「西宮市への愛着」「西宮市の良さ」「西宮市の将来都市像」「地域活動」「地域の問題や不安」「住み良いまちのために住民ができること」等について調査

③ 市政モニター調査（平成29年7月）

方法・対象	概要
・平成29年度の市政モニターに就任した20歳以上の市民423名を対象に、郵送・インターネットにより実施 ・有効回答率：89.6% （有効回答者数：379名）	・「福祉」「子育て」「教育」など、八つの分野において、重点的に実施すべき取組について調査

④ 商工会議所役員・議員企業アンケート調査（平成29年7月）

方法・対象	概要
・西宮市商工会議所役員・議員企業110社（青年部会長、女性会会長を含む）を対象に、郵送により実施 ・有効回答率：74.5% （有効回答件数：82件）	・「西宮市への愛着」「まちの魅力」「西宮市の良さ」「西宮市の将来都市像」について調査

⑤ 学識経験者懇談会（平成29年7月）

対 象	概 要
[1] 同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授 新川 達郎氏	・「高齢化・人口減少社会における都市行政のあり方について」をテーマに意見交換
[2] 立命館大学法学部 教授 徳久 恭子氏	・「都市住民のライフスタイルの変化とコミュニティへの帰属意識について」をテーマに意見交換
[3] 関西学院大学総合政策学部 教授 角野 幸博氏	・「ライフスタイルの変化と都市の将来像について」をテーマに意見交換

⑥ 市民ワークショップ「みんなで”みやカフェ”」（平成29年7月30日）

方法・対象	概 要
<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住または通勤・通学している高校生以上を対象に参加者を公募・抽選の上、実施 ・応募者：160名、当日出席者：76名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワールドカフェ方式の下、「西宮の将来像」について、参加者同士が自由に会話し、「気づき」や「残しておきたい価値」を導き、全員で共有

※ワールドカフェ方式：カフェのようなリラックスした雰囲気の中、参加者が少人数に分かれて自由に会話し、一定時間ごとに席替えしながら会話の内容を共有し、発展させる形式



市民ワークショップ「みんなで”みやカフェ”」

⑦ 団体アンケート調査及び団体広聴会（[1] 平成29年8月 [2] 平成29年9月～10月）

方法・対象	概要
[1] 団体アンケート調査 ・市内で活動する37団体を対象に、郵送により実施 ・有効回答率81.1%（有効回答件数：30件）	・「西宮市の良さ」「西宮市がどのようなまちになればよいか」「各団体で取り組むことが考えられるまちづくり活動」等について調査
[2] 団体広聴会 ・アンケート調査回答団体のうち、希望した19団体を対象に実施	・アンケートの回答内容を踏まえ、活動分野ごとに関係団体と総合計画策定に向けて意見交換

⑧ 第5次西宮市総合計画地域別説明会（平成30年7月～8月）

方法・対象	概要
・市民を対象に、市内9地域（5支所及び本庁を四つに区分）にて、計9回実施 ・参加者総数：301名	・パブリックコメントの実施に向け策定した「第5次西宮市総合計画（素案）」の説明会

⑨ パブリックコメント（平成30年7月～8月）

方法・対象	概要
・市民、市内在勤・在学者、市内で活動する団体等を対象に、書面・インターネット等により実施 ・意見提出者数：52名 （意見提出件数：132件）	・「第5次西宮市総合計画（素案）」について広く意見を募集し、各意見に対する市の考え方を整理

⑩ その他

平成29年度春に開催した市政報告・広聴会「子育て×まちづくり パパ・ママ座談会」「大学生ワークショップ」等においても、参加者から意見を聴取しました。

(3) 西宮市総合計画審議会

第5次西宮市総合計画策定に当たり、学識経験者、市民団体の代表者等、市民で構成する審議会(定数20人)を設置し、基本構想及び基本計画を始め計画全体について、御審議いただきました。

① 諮問書・答申書

諮問書

諮 問 書

西政推発第11号
平成30年3月28日
(2018年)

西宮市総合計画審議会
会長 新川 達郎 様

西宮市長職務代理者
西宮市副市長 松永 博

第5次西宮市総合計画 基本構想(原案)について(諮問)

第5次西宮市総合計画を策定するにあたり、別添第5次西宮市総合計画 基本構想(原案)について、諮問します。

諮 問 書

西政推発第3号
平成30年7月18日
(2018年)

西宮市総合計画審議会
会長 新川 達郎 様

西宮市長 石井 登志郎

第5次西宮市総合計画 基本計画(原案)について(諮問)

第5次西宮市総合計画を策定するにあたり、別添第5次西宮市総合計画 基本計画(原案)について、諮問します。

答申書**答 申 書**

平成30年12月27日
(2018年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市総合計画審議会
会長 新川 達郎

第5次西宮市総合計画 基本構想(原案)及び基本計画(原案)について(答申)

平成30年3月28日付け西政推発第11号及び平成30年7月18日付け西政推発第3号で諮問のありました標記のことについて、本審議会において慎重に審議、検討を重ねました結果を別紙のとおり答申します。

なお、別添「その他意見」は、計画の推進において特に留意すべき点として、本審議会の総意としてまとめたものであり、施策の実施にあたっては尊重されたい。

また、答申、意見にかかわらず、本計画がより市民に分かりやすいものとなるよう、表記、記述について改めて検討されたい。

以 上

② 西宮市総合計画審議会委員名簿(定数20)

〔敬称略、五十音順〕

氏名	所属等	部会	備考
安東 裕子	西宮市民生委員・児童委員会	第2部会	
石田 清造	自治会役員(公募委員)	第2部会	
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部 教授	第1部会	第1部会長
小野 篁	講師(公募委員)	第3部会	
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授	第3部会	第3部会長
川東 美千代	西宮コミュニティ協会	第2部会	
客野 尚志	関西学院大学総合政策学部 教授	第1部会	
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 教授	第2部会	
椿本 和生	西宮を花と緑にする会	第1部会	
徳久 恭子	立命館大学法学部 教授	第2部会	
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授	第3部会	会長
根岸 直代	西宮市PTA協議会	第2部会	
羽田 英彦	西宮芸術文化協会	第3部会	
樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会	第1部会	
平野 美恵子	西宮市青少年愛護協議会	第2部会	
藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部 教授	第2部会	第2部会長
藤田 邦夫	西宮商工会議所	第3部会	副会長
古塚 正治	西宮市スポーツ推進委員協議会	第3部会	
水田 宗人	西宮市社会福祉協議会	第2部会	
水谷 陽介	会社員(公募委員)	第1部会	
山添 清美	西宮市PTA協議会	第2部会	

※山添委員の任期は平成30年5月24日まで

※根岸委員の任期は平成30年5月25日から

※部会の構成については158ページ参照

③ 審議経過

開催経過		審議項目
平成30年2月21日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 会長及び副会長の選任 ● 審議会の運営について ● 部会の設置及び部会長の選任 ● 第5次西宮市総合計画策定方針等の説明 ● 審議会開催スケジュール(案)について
3月28日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)について【諮問】 ● 基本構想(原案)について
6月1日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)について <ul style="list-style-type: none"> ・ キャッチフレーズ等
7月18日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次総合計画の総括について ● 基本計画(原案)について【諮問】 ● 基本計画(原案)等について
7月30日	第5回審議会 (第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「住環境・自然環境」「環境・都市基盤、安全・安心」
8月2日	第5回審議会 (第3部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「都市の魅力・産業」「環境・都市基盤、安全・安心」
8月3日	第5回審議会 (第2部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「福祉・健康・共生」
8月21日	第6回審議会 (第2部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「子供・教育」「福祉・健康・共生」「環境・都市基盤、安全・安心」「政策推進」
8月28日	第6回審議会 (第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「環境・都市基盤、安全・安心」
9月3日	第6回審議会 (第3部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「都市の魅力・産業」「政策推進」
9月26日	第7回審議会 (第3部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)及び基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会審議まとめ
10月1日	第7回審議会 (第2部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)及び基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会審議まとめ
10月3日	第7回審議会 (第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)及び基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会審議まとめ

開催経過		審議項目
11月15日	第8回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会からの審議内容の報告 ●基本計画及びアクションプラン等の修正について ●基本構想の修正について <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズ等 ●答申(案)について
12月27日	第9回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●答申(案)について ●基本構想(原案)及び基本計画(原案)について【答申】

(4) 市議会

第5次西宮市総合計画策定に当たり、総務常任委員会を始めとする各常任委員会において、適宜進捗の報告を行い、計画内容等について御意見をいただくとともに、議会運営委員会からは基本計画簡素化の方向性が示されました。また、「西宮市議会の議決すべき事件に関する条例」に基づき、平成31年3月定例会に議案提出を行い、賛成多数で可決されました。

年	月	内 容
平成28年	9月	総務常任委員会所管事務報告 ●次期総合計画の策定方針について
	12月	総務常任委員会所管事務報告 ●次期総合計画の検討状況について
平成29年	3月	総務常任委員会所管事務報告 ●次期総合計画の検討状況について
	7月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の策定について
	9月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・収支見通し及び事業計画等
	12月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・収支見通し及び事業計画、基本構想・基本計画の構成等 全常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画・基本計画の検討状況について ・4次総施策の主な実績、5次総基本計画の現状と課題等

年	月	内 容
平成30年	1月・2月	議会運営委員会協議 ●第5次西宮市総合計画・基本計画について
	3月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・基本構想・基本計画の構成等
	7月	全委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画(素案)について ・パブコメ実施、4次総事業計画実績・まちづくり指標推移等
	9月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・将来人口推計、審議会における意見等
	12月	全常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画(素案)に対する意見提出手続き(パブリックコメント)の結果等について ・パブコメ結果、第5次西宮市総合計画(修正案)等
平成31年	3月	平成31年3月定例会において、「第5次西宮市総合計画・基本構想及び基本計画制定の件」を提案、総務常任委員会での審査を経て、本会議にて可決

※表中の「月」については、委員会等を開催した月であり、定例会開催月を示すものではない

※全常任委員会：総務常任委員会、民生常任委員会、健康福祉常任委員会、教育こども常任委員会、建設常任委員会

4 関係条例等

西宮市議会の議決すべき事件に関する条例（抜粋）

（昭和24年9月29日）

（西宮市条例第46号）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項により市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

（1）基本構想（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項に規定する基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止に関すること。

（2）基本計画（基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。）の策定、変更又は廃止に関すること。

西宮市附属機関条例（抜粋）

（平成25年7月10日）

（西宮市条例第3号）

西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(西宮市総合計画審議会の特例)

第28条の5 西宮市総合計画審議会(以下この条において「審議会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。
- 4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

別表

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項	西宮市総合計画審議会	総合計画(基本構想・基本計画)の策定について必要な事項の調査及び審議	20人	学識経験者市民団体の代表者等市民

市長の附属機関の委員の構成別の定数に関する規則(抜粋)

(平成12年5月10日)

(西宮市規則第2号)

別表に掲げる市長が設置する附属機関の委員の構成別の定数は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

別表

附属機関の名称	委員総数の上限	構成及び構成別の定数
西宮市総合計画審議会	20人	学識経験者7人以内 市民団体の代表者等10人以内 市民3人以内

西宮市総合計画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。)及び西宮市附属機関等の設置・運営についての指針のほか、西宮市総合計画審議会(以下、「審議会」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(部会の設置・運営)

第2条 条例第28条の6第1項の規定に基づき設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 第1部会 主に住環境・自然環境、都市基盤、安全・安心等の政策分野に関する原案の審議
 - (2) 第2部会 主に子供・教育、福祉・健康・共生等の政策分野に関する原案の審議
 - (3) 第3部会 主に都市の魅力・産業、政策推進等の政策分野に関する原案の審議
- 2 会長は、前項の規定に関わらず、必要と認める事項の審議を部会長に求めることができる。
- 3 部会長は、部会における審議の内容を審議会に報告する。

(会議の傍聴)

第3条 会議は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者の人数を制限し、又は退場を命ずることができる。
- 3 その他会議の傍聴に必要な事項は別に定める。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成30年2月1日から実施する。



新西宮ヨットハーバー(西宮浜)